

海老名市障がい者地域生活支援拠点事業 運営ガイドライン

令和4年7月

海老名市障がい福祉課

【目次】

- 1 地域生活支援拠点とは 1
- 2 本市における地域生活支援拠点の各機能について 4
- 3 届出により算定が可能となる加算について 8
- 4 届出の手続きについて 12
- 5 運営規程記載例について 13

1 地域生活支援拠点とは

(1) 地域生活支援拠点の整備に求められる5つの機能

地域生活支援拠点とは障がい者の高齢化や重度化、親亡き後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らし続けるために、障がい者の生活を地域全体で支える体制づくりをいいます。拠点整備にあたり、国が示す次の5つの機能を備えることが要件となっています。

相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、緊急時の連絡体制を確保し、介護者の死亡、急病等により生じた緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

緊急時の受け入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制の確保及び介護者の死亡、急病等の緊急時の受け入れや医療機関等への連絡その他必要な対応を行う機能

体験の機会・場の提供 障がい者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立に係る共同生活援助事業所等での宿泊体験若しくは一般就労を目指す障がい者等に就労体験の機会又は場の提供をする機能

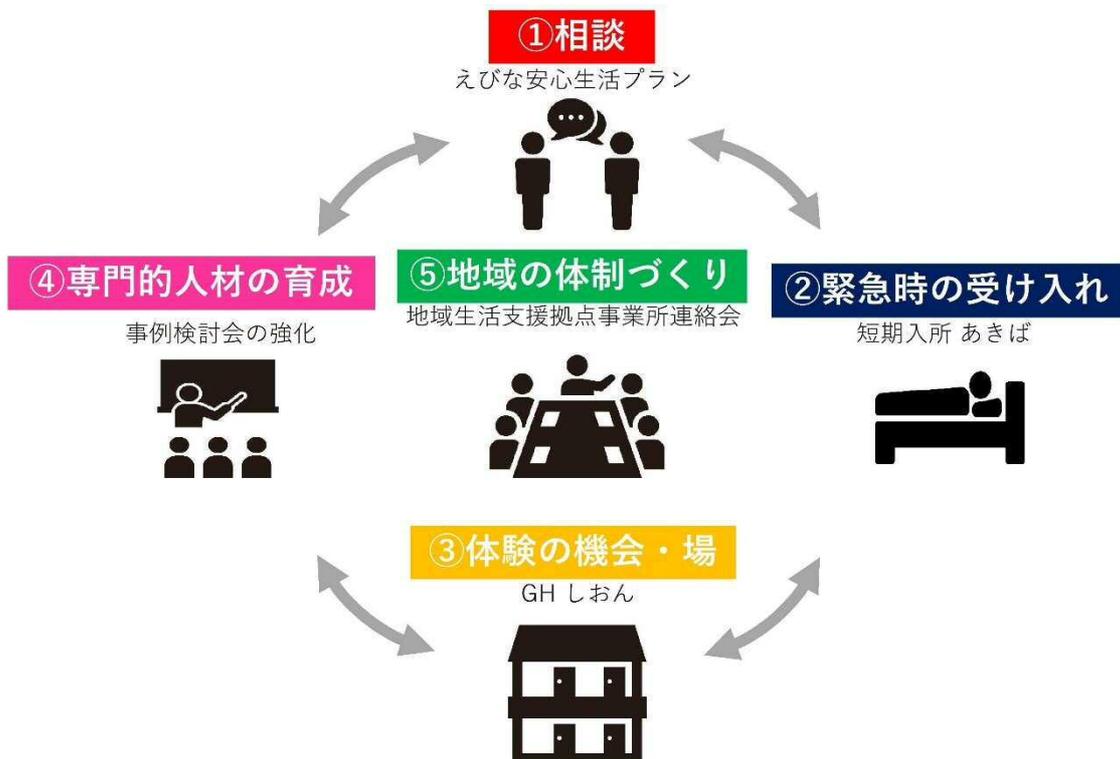
専門的人材の確保・育成 行動障害を有する障がい者、医療的ケアが必要な障がい者等多様化するニーズに対して専門的な対応ができる体制の確保及び専門的な人材の育成を行う機能

地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

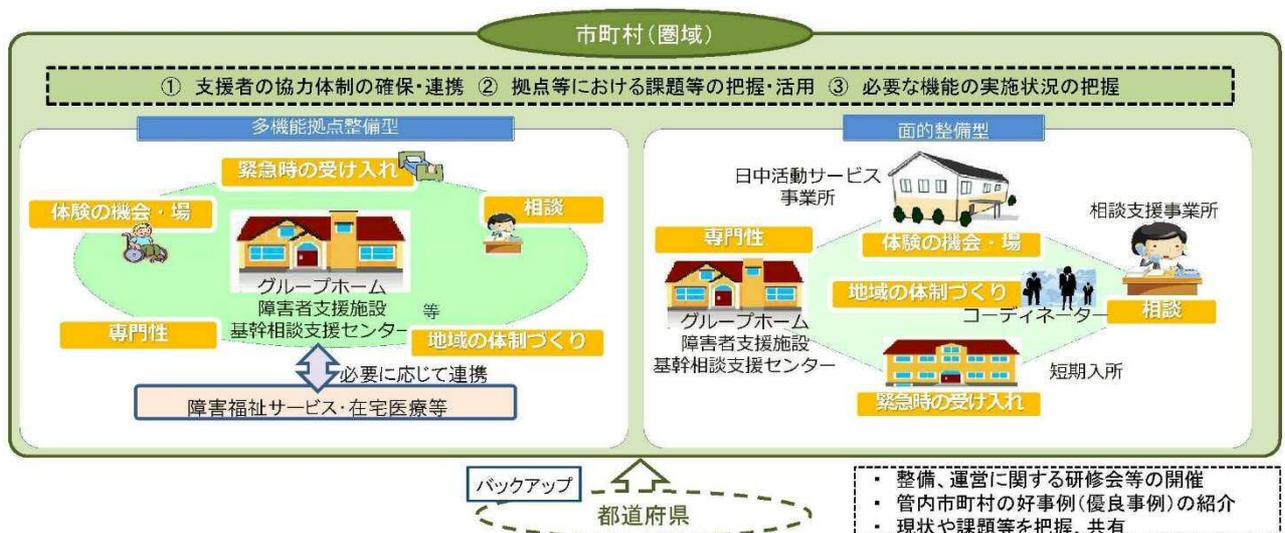
(2) 当市の地域生活支援拠点＝既存の事業所が連携して機能を担う面的整備型

地域生活支援拠点の整備方法には拠点の5つの機能を担う施設を新設する「多機能拠点整備型」と、地域の既存の事業所等が連携して機能を担う「面的整備型」の2パターンがありますが、当市では、障がい者を住み慣れた地域全体で支援するという点に着目し、既存の関係を生かすことができる「面的整備型」を進めています。

〈海老名市地域生活支援拠点面的整備型イメージ図 令和4年7月時点〉

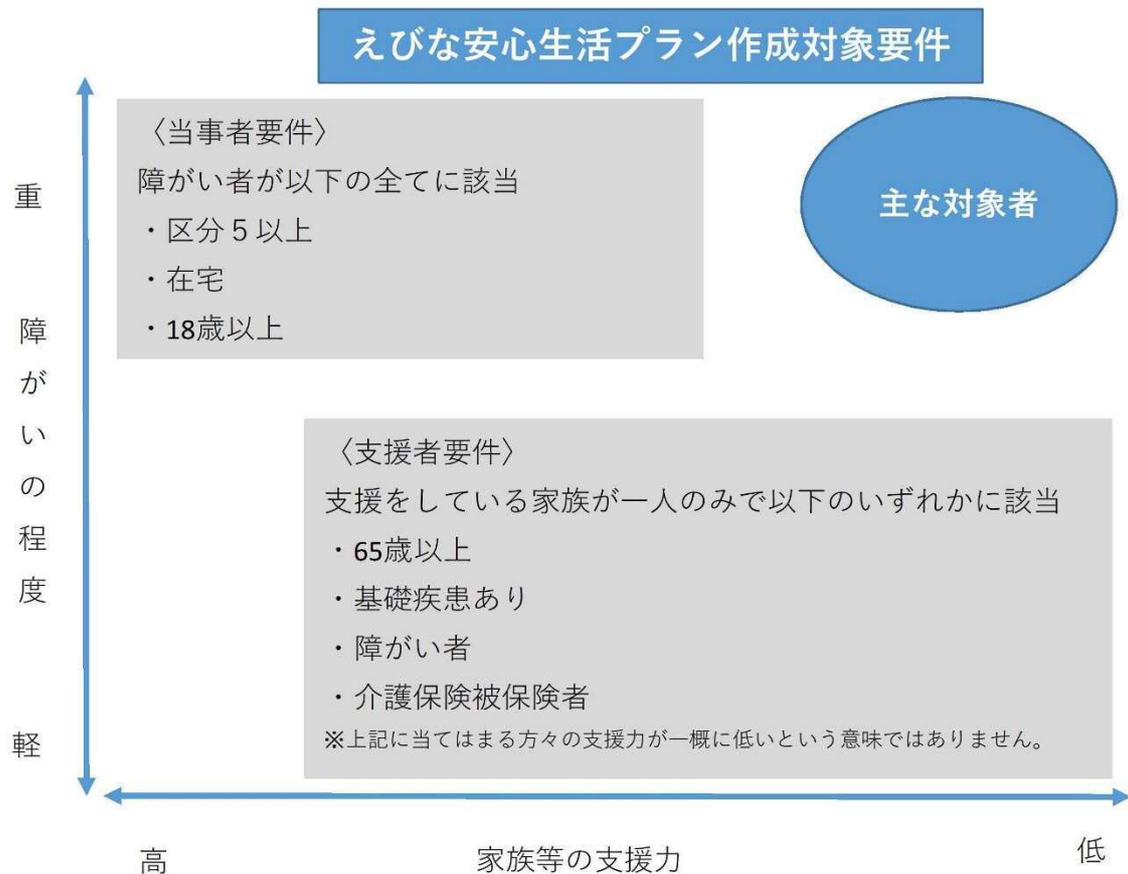


〈地域生活支援拠点の整備手法イメージ図 厚生労働省ホームページより抜粋〉



(3) 地域生活支援拠点の主な対象者＝障がいの程度が重く、家族の支援力が弱い方

3障がい（身体・知的・精神）全ての障がい者が地域生活支援拠点の対象ですが、「緊急時の受け入れ・対応」機能については障がいの程度が重く、本人及び家族等の支援力が弱い方を主な対象者として「えびな安心生活プラン」といった緊急時対応計画を策定し、緊急事態に備えています。



2 当市における地域生活支援拠点の各機能について

(1) 「相談」の機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、緊急時の連絡体制を確保し、介護者の死亡、急病等により生じた緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

機能を担う機関	役割
<ul style="list-style-type: none"> 指定特定相談支援事業所 (・指定障害児相談支援) 	<ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画は、緊急時にどういった対応ができるかといった視点を持って作成する。 その上で、以下の要件に合致する者については、緊急時の支援が見込めないため、市が管理する「えびな安心生活プラン作成対象者リスト」に登録の上、「えびな安心生活プラン」(緊急時支援計画)を作成し、平常時から緊急時の受け入れ先となる短期入所事業所を利用しておくなど、緊急時に備える。 緊急時に市または相談支援事業所へ連絡ができないと思われるケースについては、平常時から居宅介護や重度訪問介護等を導入するか、日中活動系事業所を利用するケースについては、無断欠勤が続く際に相談支援事業所へ一報をもらう体制を構築するなど、緊急事態に気が付ける支援体制を構築する。

〈緊急時の連絡先〉

時間帯	対応機関	連絡先
平日の日中	各相談支援事業所	046-235-2704 (結夢) 046-240-9751 (結夢+) 046-292-1122 (びーな'S)
夜間及び休日	海老名市役所	046-231-2111(代表番号)

(2) 「緊急時の受け入れ・対応」の機能

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制の確保及び介護者の死亡、急病等の緊急時の受け入れや医療機関等への連絡その他必要な対応を行う機能

機能を担う機関	役割
<ul style="list-style-type: none"> 指定特定相談支援事業所 (・指定障害児相談支援) 海老名市役所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡を受けた相談支援事業所または市は、「えびな安心生活プラン」に基づき、必要に応じて短期入所事業所等の緊急時の受け入れ先へ利用調整を行う。 緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 短期入所事業所 訪問系サービス事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所等から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。

※訪問系サービス事業所…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援

市の事業	内容
<ul style="list-style-type: none"> 緊急短期入所空床確保事業 	海老名市障害者支援センターあきばに緊急短期入所に空床を1床確保している。

(3) 「体験の機会・場の提供」の機能

障がい者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立に係る共同生活援助事業所等での宿泊体験若しくは一般就労を目指す障がい者等に就労体験の機会又は場の提供をする機能

機能を担う機関	役割
<ul style="list-style-type: none"> 指定特定相談支援事業所 (・指定障害児相談支援) 	<ul style="list-style-type: none"> 病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整等を行う。 一般就労を目指したい旨の相談があった際は必要に応じて就労援助センター等と連携しつつ就労体験の機会又は場の調整を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援事業所 ・共同生活援助事業所 ・日中活動系サービス事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。 【体験に送り出す側】 (施設入所支援事業所、日中活動系サービス事業所) ・体験的な利用支援における地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整を行う。 【体験を受け入れる側】 (共同生活援助事業所、日中活動系サービス事業所、福祉的就労支援事業（ともしびショップぱれっと)) ・相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。
--	--

※日中活動系サービス事業所…生活介護、自立訓練、就労移行支援、
就労継続支援A・B型

市の事業	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉的就労支援事業 	<p>海老名市社会福祉協議会への委託事業として、知的障がい者を雇用する市役所内のともしびショップぱれっとに対し助成を行うことで、障がい者が働きやすい環境を整え、就労体験の機会・場を提供している。</p>

(4) 「専門的人材の確保・育成」の機能

行動障害を有する障がい者、医療的ケアが必要な障がい者等多様化するニーズに対して専門的な対応ができる体制の確保及び専門的な人材の育成を行う機能

機能を担う会議・事業	役割
・相談支援事業所連絡会	・相談支援事業所連絡会にて実施している事例検討会について、対象となるケースと関わるサービス事業所も含めた事例検討会へと強化を図ることで人材のスキルアップ及び地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

市の事業	内容
・出張療育相談事業 (わかば学園)	海老名市立わかば学園への委託事業として臨床発達心理士及び臨床心理士が、施設等の長の申請に基づき施設等を訪問し、対象児のうち発達に気がかかりのある者について心身の状況の観察を行うほか、施設等に勤める保育士及び幼稚園教諭等からの相談に応じ助言等を行う。

(5) 「地域の体制づくり」の機能

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

機能を担う機関	役割
・指定特定相談支援事業所 (・指定障害児相談支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点事業所連絡会の運営 ・えびな安心生活プランや事例検討会を通じ把握した地域課題について、地域生活支援拠点事業所連絡会にて情報共有及び課題検討を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。必要に応じて自立支援協議会等にも報告し地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

3 届出により算定が可能となる加算について

地域生活支援拠点の機能を担う事業を実施しようとする事業者のうち、指定障害福祉サービス等に係る報酬について、地域生活支援拠点に係る加算を算定しようとする事業者は、届出書のほか、地域生活支援拠点の機能を担う旨を規定した運営規程を市長に提出しなければならない。

※海老名市障がい者地域生活支援拠点事業実施要綱第7条参照

(1) 「相談」機能の強化

【対象：指定特定相談支援、指定障害児相談支援】

＜地域生活支援拠点等相談強化加算＞ 700単位/回

地域生活支援拠点として登録されている特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に算定（短期入所事業所への受け入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）

(2) 「緊急時の受け入れ・対応」の機能の強化

【対象：短期入所】 拠点等の届出がなくても算定可能

＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）＞ 180単位/日（福祉型）

＜緊急短期入所受入加算（Ⅱ）＞ 270単位/日（医療型）

介護者の急病等の理由により、指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、開始日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等をやむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

【対象：短期入所】 拠点等の届出がなくても算定可能

＜定員超過特例加算＞ 50単位/回（10日を限度として算定可能）

「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算可能（当該期間は定員超過減算は適用しない）。

【対象：短期入所】

＜緊急時のための受入機能の強化＞ 100単位/日

地域生活支援拠点として登録されている短期入所施設が利用者を受け入れた場合、緊急時に限らず、利用者全員についてサービス利用の開始日に算定できる。

【対象：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

＜緊急時対応加算＞ 100単位/回 + 50単位/回（拠点等の場合）

計画に位置付けられていないサービスを利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に100単位/回、地域生活支援拠点等として登録されている施設が行った場合については更に50単位/回を利用者1人につき1月に2回を限度に算定できる。

【対象：自立生活援助、地域定着支援】

＜緊急時支援加算（Ⅰ）＞ 711単位/回 + 50単位/回（拠点等の場合）

緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午前10時～午前6時）に支援を行った場合。

【対象：地域定着支援】

＜緊急時支援加算（Ⅰ）＞ 712単位/回 + 50単位/回（拠点等の場合）

（3）「体験の機会・場の提供」機能の強化

【対象：日中活動系サービス、地域移行支援、施設入所支援】

＜体験利用支援加算＞

【日中活動系サービス】 500単位/日（初日から5日目まで）
+ 50単位/日（拠点等の場合）
250単位/日（6日目から15日目まで）
+ 50単位/日（拠点等の場合）

＜体験利用加算＞

【地域移行支援】 500単位/日（初日から5日目まで）
+ 50単位/日（拠点等の場合）

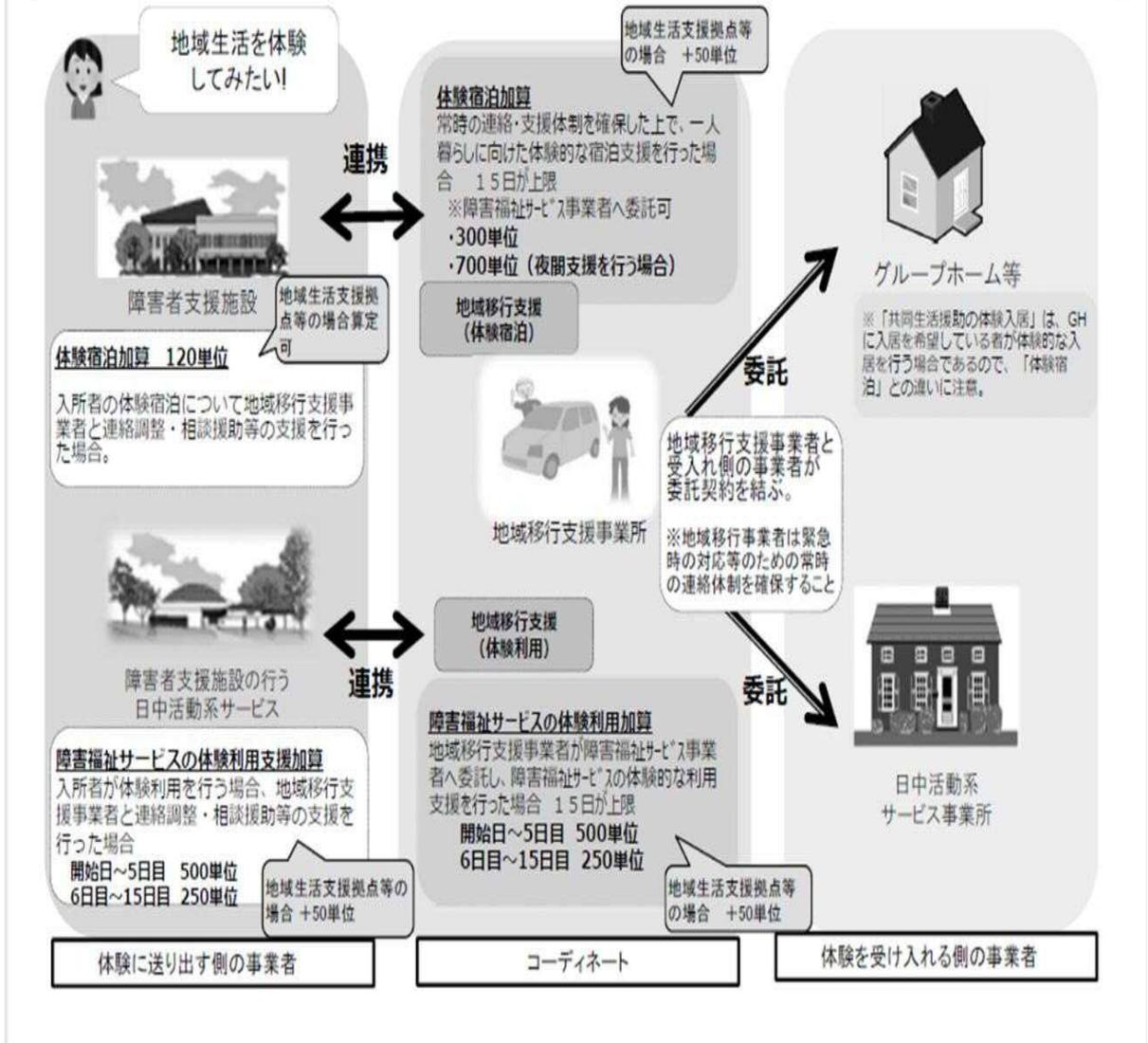
＜体験宿泊支援加算＞

【施設入所支援】 120単位/日

＜体験宿泊加算＞

【地域移行支援】
体験宿泊加算（Ⅰ） 350単位/日
体験宿泊加算（Ⅱ） 750単位/日（夜間及び深夜における支援あり）

体験の場・機会に係る加算・報酬の関係性（イメージ図）



体験宿泊加算・障害福祉サービスの体験利用支援加算については上のイメージ図のとおり。

【体験に送り出す側】は、体験宿泊加算・障害福祉サービスの体験利用支援加算を算定する。【体験を受け入れる側】は地域移行支援事業所と委託契約を結び対応する。

(4)「地域の体制づくり」の機能の強化

【対象：指定特定相談支援、指定障害児相談支援】

＜地域体制強化共同支援加算＞ 2,000単位/回（月1回を限度）

地域生活支援拠点として登録されている相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を他の福祉サービス等の事業者のうちいずれか3者以上と共同で実施するとともに、地域課題を整理し、自立支援協議会等に報告書としてまとめた物を報告した場合に対象となる障がい者等1人につき1月に1回を限度として算定できる

※ 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

※当該加算の対象となる会議を行った場合は、内容を記録し、5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

4 届出の手続きについて

(1) 事前相談

届出を検討される事業所は、事前に障がい福祉課まで相談してください。

(2) 運営規程の変更

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として加算を算定しようとする際には、運営規程にその旨の記載が必要となります。

(3) 届出

海老名市障がい者地域生活支援拠点事業実施要綱に基づき、必要書類を障がい福祉課まで提出してください。

必要書類

- ① 海老名市障がい者地域生活支援拠点事業所登録届出書（第1号様式）
- ② 機能を担うことを記載した運営規程・・・1部
- ③ 市指定の事業所（指定特定相談支援事業所）は、「届出書」（第1号様式）と事業所指定に係る書類を市へ同時に提出してください。

※神奈川県指定の事業所は、別途「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下 体制届）」等を県へ提出する必要があります。

(4) 登録

市は提出いただいた届出書を確認後、海老名市障がい者地域生活支援拠点事業者登録名簿に事業所を登録します。

また、登録していただいた事業所はホームページ等で公表します。

5 運営規程記載例について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届け出を行う際には、下記の項目を運営規程に追加してください。

※なお、以下に示す運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、内容を理解した上で作成してください。

運営規程の記載例

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、緊急時の連絡体制を確保し、介護者の死亡、急病等により生じた緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

<短期入所事業所の場合>

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制の確保及び介護者の死亡、急病等の緊急時の受け入れや医療機関等への連絡その他必要な対応を行う機能

<訪問系サービス事業所等の場合>

介護者の死亡、急病等の緊急時に、本人への支援や医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供

障がい者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立に係る共同生活援助事業所等での宿泊体験若しくは一般就労を目指す障がい者等に就労体験の機会又は場の提供をする機能

(4) 専門的人材の確保・養成

行動障害を有する障がい者、医療的ケアが必要な障がい者等多様化するニーズに対して専門的な対応ができる体制の確保及び専門的人材の育成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能